

ポルトガル共和国 (憲法) 1976年	戒厳状態又は緊急事態(憲法19条)	外国の軍隊による現実のもしくは切迫した攻撃、民主的な憲法秩序への重大な脅威もしくは混乱又は公共の災害の場合	共和国大統領が政府の意見を聴取し、戒厳状態又は緊急事態を布告する	布告された状態は、15日(宣戦布告に伴う場合は法律の定める期間)を超えることはできないが、更新は可能	共和国議会は、布告をし、その適用状況を検査する。
ギリシャ共和国 (憲法) 1975年	戒厳(憲法48条)	戦時、国外からの危険による動員時又は国の安全に対する切迫した脅威がある場合及び民主主義体制の転覆を目的とする武装活動が発生した場合	共和国大統領が議会の決議を公布する。	15日を超えない範囲内で議会の議決で定め、事前の議会の決議で15日ずつ延長できる。	政府の提案に基づき、総議員の5分の3以上の多数の議決によって定められる。
スペイン王国 (憲法) 1978年	警戒事態(憲法116条2項)	自然災害(地震、洪水、森林火災等)、衛生上の危機(流行病等)、重要な公共サービスの麻痺	閣議決定に基づく布告により内閣が宣言する。	政令で効力の及ぶ範囲を定める。期限は最大15日間で、下院の承認があれば延長できる。	下院に事後報告され、これはこの目的のために認められる。
	非常事態(憲法116条3項)	広範なテロリズム、大規模な犯罪	下院の承認を得て内閣が宣言する。	期間は30日を超えないものとし、同一条件下でさらに30日間延長できる。	下院の事前承認
	戒厳(憲法116条4項)	戦争状態、革命、クーデター	内閣の提案に基づいて、下院の絶対多数により宣言される。		下院が領域、期間及び条件を定める。
ハンガリー共和国 (基本法) 2012年	例外事態(基本法48条1項a、2項)	戦争状態の宣言下において又は戦争の危険のある状態の場合	総議員の3分の2以上の多数の決定により国会が布告する。		
	緊急事態(基本法48条1項b、2項)	合法的な秩序の破壊又は権力の排他的な獲得を目指す武装活動が行われている場合又は生命・財産を脅かす深刻な武装暴力行為が行われている場合	総議員の3分の2以上の多数の決定により国会が布告する。		
	予備的防衛状態(基本法51条)	国外からの武力攻撃の危険がある場合又は同盟の義務の履行のため	国会により布告される。		
	予期しない攻撃(基本法52条)	国外の武装集団により予期せず侵入された場合			政府は攻撃撃退等の緊急事態又は例外事態と見なされるまでの間、攻撃する範囲内で必要措置を講じ、この措置について及び大統領に通知する。
	危険状態(基本法53条)	大規模災害(自然災害又は産業災害)の場合	政府が布告する。	15日間	
フィンランド共和国 (基本法) 2000年	非常事態(基本法23条)	国に対する武力攻撃時及び国民を深刻に脅かすその他の非常事態			一時的な例外に関するは、遅滞なく議会の審議し、議会は政令の効力を決定する。
自民党改憲草案	緊急事態(第9章98条、99条)	外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるとき	内閣総理大臣が閣議にかけて宣言を発する。		事前又は事後に国会を得る。100日を超えて継続し、100日を超えたら国会の承認を得る。政令の制定及び処分後、事後の国会の承認を得る。

	権利自由保障の行使を停止することができるが、生命、個人としての完成性、個人のアイデンティティ、民事上の行為能力及び市民権に対する権利、刑法の不遑及、被告人の防御権並びに良心及び宗教の自由を害することはできない(緊急事態は、戒厳状態より布告の前提条件の重大性が低い場合に布告され、停止されうる権利保障の一部の停止を決定することができるにすぎない)		戒厳状態又は緊急事態の選択並びにそれぞれの布告及び施行は、比例原則を尊重しなければならない、特にその範囲及び期間並びに使用される手段については、憲法の平常状態の迅速な回復に厳密に必要なものに限定されなければならない。
延長されない限り、当該期間の満了で当然に終了する。	領土の全部又は一部において、戒厳に関する法律を適用し、非常裁判所を設置し、移動もしくは居住の自由、入出国の自由、表現の自由等の基本的権利に関する規定の全部又は一部を停止させる。		
	適正手続の保障(逮捕に対する保障は除く)、住居の不可侵、通信の秘密、居住・移転の自由、出入国の自由、表現の自由、知る権利、出版物等の没収の手続、集会の自由、ストライキ権、争議権について停止できる(憲法55条1項)。		個別的に、必要な司法の関与及び適切な議会統制の下で、武装集団又はテロリスト集団の行動調査と関連して、逮捕期間の制限、住居の不可侵、通信の秘密を停止することができる(憲法55条2項)
	”(但し、逮捕に対する保障も停止できる)		
布告の要件が消滅した場合、国会が終了を決定する。	生命及び人間の尊厳に関する権利、拷問・非人間的な取扱いの禁止等、無罪推定、防御権、遡及処罰の禁止等を除く人権の保障を制限できる。	基本法の適用が停止されることはなく、憲法裁判所の活動が制限されることはない。	
”	”	”	
”	”	”	
布告の要件が消滅した場合、政府が終了を決定する。	”	”	
”	”	”	
	法律で定めるもの際には法律で、又は法律において特別な理由について定められ、かつ、適用範囲を厳格に限定された授權に基づいて発せられた政令で、基本権に関する例外を定めることができる。		
国会が不承認あるいは解除すべき旨の議決を行ったとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、閣議にかけて速やかに解除する。	内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定でき、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他処分を行い、地方自治体の長に対し必要な指示をすることができる。 何人も当該宣言に係る事態において、国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他の公の機関の指示に従わなければならない(この場合においても14条、18条、19条その他の基本的人権に関する規定は最大限に尊重される)		宣言の効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期とその選挙日の特例を設けることができる。